

岩手県告示第155号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年3月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮古市重茂第23地割1の7、1の8、音部第9地割1の8、1の9
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 道路用地とするため